

いじめ防止等のための基本的な方針

浜松市立奥山小学校

平成26年8月策定

は じ め に

子ども一人一人は、かけがえのない存在であり、大きな可能性を秘めた未来の社会の形成者です。その子どもたちが、一人の人格として尊重され、夢と希望をもって健やかに成長していくことは、社会全体の願いであります。そこで、本校では、教育目標に「豊かな心と確かな学力をもち、たくましく生き続ける奥山の子」を掲げ、「発表いっぱい」「思いやりいっぱい」「元気いっぱい」を合い言葉として、知徳体のバランスのよい教育活動を進めているところです。

しかし、最近、子どもたちを取り巻く様々な問題は複雑化、深刻化し、解決の糸口が容易には見出せないような状況にさえあります。その一つに、「いじめ問題」があります。「いじめ問題」は社会的問題として扱われ、喫緊の課題となっています。「いじめ」は、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。「いじめ」は、被害にあった子どもの人としての誇りや尊厳を踏みにじる許されざる行為です。「いじめ」は、時として命に関わる事態を招く可能性があります。「いじめ」を受けている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、「いじめ」をしている子どもにはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要があります。また、その問題は、学校の中だけで解決できるものではなく、家庭や地域、そして社会総がかりで取り組んでいく必要があります。

そこで、本校では、引佐南部中学校区の各校とも連携しながら、「いじめ防止対策推進法」や「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、保護者や地域と一体となって「奥山小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。このことにより、学校教育活動を一層充実させると共に、今まで以上にいじめを許さない風土づくりを進めていきたいと思っております。

平成26年8月1日

浜松市立奥山小学校

校長 山田善万

第1章 いじめ防止対策の基本的な方向

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等のための基本方針策定のための考え方

本校区の幼・保・小・中学校では、目指す子ども像「人とのかかわりを大切にする子」「学びを楽しむ子」「基本的な生活習慣を身に付けた子」を実現するために、各園・学校が連携すると共に、保護者や地域とも連携して体験活動や集団活動等の教育活動の充実を図っている。そして、そのような教育活動から「自分がされてうれしいことを他の人にもしよう」「自分がされて嫌なことは、他の人にはしない」と言える児童を育てていきたい。それは、児童一人一人には、幸せに生きていく権利があり、すべての児童が心身共に健やかに成長していくことは、家庭だけでなく社会全体の願いであるからである。

その大切な子どもたちが、楽しい学校における温かい人間関係の中で伸び伸びと生活し、自己実現を図ったり、将来の夢に向かって安心して学んだりする環境をつくることは、教職員だけでなく、保護者や地域の願いであり、責務でもある。

しかし、いじめは、児童がそのような幸せに生きる権利を奪い、その後の人生にも長く深刻な影響を与えることとなる。

そこで、次のような方向性から本校の基本方針を策定することとする。

- (1) いじめは、いつでも、どの児童にも起こりうることであり、その行為は深刻な人権侵害であることを認識する。
- (2) いじめの未然防止のためには、生徒一人一人に社会性を身に付けさせることが大切であり、人とのかかわりを意識した活動を実践する。
- (3) いじめの防止や解決には、保護者や地域の大人たちの理解や協力が大切であることを認識し、互いに連携し協力していく体制を築いていく。
- (4) 学校における「いじめを許さない風土」づくりには、児童たちによる自覚と実践が必要である。そのための機会を積極的かつ意図的に与えていきたい。

第2章 いじめ防止のための対策

1 基本方針の策定について

本校では、いじめ防止対策推進法による国と浜松市の基本方針を参酌し、基本的な方向や取り組みの内容を「引佐南部中学校区いじめ防止等のための基本方針」として策定する。

この「基本方針」には、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、重大事態への対応について記し、その内容については本校教職員だけでなく、保護者や地域の代表、児童の代表等から広く意見を求め、特別に設置された「いじめ対策委員会」において内容の検証・見直しを図っていくものとする。

2 組織の設置について

いじめ防止対策推進法第22条により、本校に次のような組織を設置する。

(1) 運営委員会、生徒指導委員会

既存組織の中での学級担任、生徒指導主任等からの情報提供により、いじめに関する各学年の取り組みや児童の様子等の情報を共有化する。

(2) いじめ対応の生徒指導委員会

いじめの発生が認められた場合、校長の指示により「いじめ対応の生徒指導委員会」を校内に緊急に設置する。

この組織のメンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学級担任、被害児童の学級担任、その時点でわかっている加害児童の学級担任、養護教諭とする。

この部会では、現時点でわかっていることの報告、今後の調査の方法等の確認、被害者や加害者への対応、記録担当への指示、指導・支援の方法と留意点の確認、いじめ対策委員会開催の決定等を行う。

(3) いじめ対策委員会

ア 緊急に開催する場合

校内に緊急に設置された「いじめ対応の生徒指導委員会」からの指示により、情報の迅速な共有、該当児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制づくり、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を目的に設置する。

この組織のメンバーは、「いじめ対応の生徒指導委員会」のメンバーの他、PTA三役、スクールカウンセラー、北区社会福祉課教育相談員、学校評議員等が必要に応じて参加する。

イ 定期的で開催する場合

1 学期末に開催する「奥山の子どもを育てる会理事会」の中で、小学生の様子について、校内生活等の現状伝達と意見交換、学校基本方針の見直し、いじめへの対応のチェック等を行う。

3 いじめ防止のための対策について

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こりうる問題であることを、全教職員が認識する中で、学校教育活動全般ですばらしい社会人を育成するという信念を貫き、次のような方法でいじめを防止していく。

ア 中学校区での取り組み

中学校区内にある学校では、人形劇を人づくりの柱として取り組んでいる。人形劇を演じたり鑑賞したりすることで、児童の豊かな心を育む。

また、中学校区内にある学校等が、家庭・地域と一体となって、「心の耕し」を軸とした教育活動を推進する。本校では、元気タイム（業間）に年間5回の構成的グループエンカウンターを取り入れ、子ども同士の心の交流を深める。

イ 読書活動で人としての生き方について考える

おはようタイム（朝の活動）に行う読書や、保護者やあかいくつ（地域ボランティア）・教職員による読み聞かせを通して、人との関わりや思いやりについて考えさせ、児童一人一人の豊かな心を育てていく。

ウ 子どもの主体的活動の場の設定

よりよい社会（学級・学校）をつくるために、自分たちの課題を見つけ、それを仲間との話し合いで解決させる場を大切にする。そのために、学級会活動や児童会活動を充実させる。

また、機会を捉えて、集会活動でいじめ問題を取り上げ、いじめは絶対に許さないという風土づくりを推進していく。

エ 道徳教育の推進

子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。具体的には、あいさつを重視し、年間を通して朝のあいさつ運動に取り組む。また、年間に1回以上、参観会で道徳の授業を公開したり、2階廊下掲示板に、道徳コーナーを設けたりして、道徳的実践力の向上を図る。

オ いじめ防止チェックシートの活用

学期に1回、いじめ防止にかかわる取り組みを、教員個々に浜松市教育委員会のチェックシートを使って振り返る。そして、実態について点検をするとともに、次学期にやらなければならないことを確認していく。

カ 教員研修の充実

校内研修で、人権教育や情報モラル教育について取り上げ、視野を広めるとともに、いじめの未然防止策について考える。

また、教員としての指導の在り方について研修を深める。

キ 保護者との連携

「SNS」等、インターネット上の書き込みによる交流がいじめの要因となる可能性があることを、PTA文化保健部講演会で「ケータイ安全教室」を保護者と連携して開催する。また、校区の幼・保・小・中学校のPTAが連携して子育ての講演会を開催し、子どもたちの家庭や地域での環境浄化を図る。

ク 小中の連携強化

過去にいじめ被害や加害の立場にあった児童について、原因や指導経過等の情報を中学校に確実に伝え、再びいじめが発生しないようにしていく。

ケ 学校評価でいじめ問題を取り扱う

学校評価の中で友達との関係やいじめ問題等を取り扱うことによって、教職員、保護者、児童がいじめ問題への関心を高め、取り組み等を振り返る機会とする。

(2) いじめの早期発見

いじめは、人目につかない場所や時間、方法で行われることを強く意識して早期発見に努める。児童たちの些細な言動も軽視することなく、次のような方法による積極的なかわりの中で認知していくように努める。

ア 実態調査アンケートの実施

生徒指導主任の作成した児童向けのアンケートを年5回実施し、実態把握に努める。

イ 日記指導

学年に応じて、家庭学習に日記を取り入れ、児童個々の心の変化や悩みについて情報を得ていく。人間関係等で悩んでいる場合にはすぐに対応していく。

ウ 児童教育相談等の実施

年3回の児童教育相談を行う。悩みがある児童が気軽に相談できる体制を作り、いじめの早期発見に努める。

また、カウンセラーとの相談についての情報を児童に提供し、必要な時に自由に相談できるように体制づくりを行う。

オ 教職員の情報共有の場の設定

生徒指導委員会で心配な児童についての情報を出し合い、いじめに発展しそうな場合には、担任や担当教師だけで指導することなく、できるだけ多くの教職員ですぐに対応できるように策を検討し、問題解決を図る。

カ 保護者や地域からの情報提供

保護者に対しては、家庭訪問や年3回の保護者面談、学級懇談会等を通して、実態把握に努める。地域とは、学校評議員会や奥山の子を育てる会を通して連携を深め、情報を得る。

キ 静岡県や浜松市の相談窓口との連携

「ハロー電話ともしび」や「浜松市いじめ子どもホットライン」等、公共機関の相談窓口を生徒たちに広報するとともに、そこに寄せられた情報について早期に共有化し、児童個々の問題解決を学校全体で図る。

(3) いじめの早期対応

いじめが発見されたり、通報があったりした場合には、直ちに次のような考え方や方法により対応する。

ア 対応の方法（組織での対応）

特定の教員で抱え込んだり、個人で対応したりすることは厳禁する。必ず「いじめ対応の生徒指導委員会」を開催し、収集された情報を分析して学校全体で早期に対応していく。

イ いじめ被害児童の保護

いかなる理由があろうとも、いじめを受けていた児童は必ず守るという姿勢を崩さない。そして、被害児童が安心できる場所を確保すると共に、問題解決を図る手立てを「いじめ対策委員会」で検討していく。また、事情や心情を聴取して、カウンセラー等による継続的な心のケアを図っていく。

ウ いじめ加害児童への指導

行っている行為がいじめであることを認識させ、すぐにやめるように指導する。また、再発防止のためには保護者の理解と協力を得ながら、加害児童の事情や心情を聴取して、適切かつ継続的な指導と支援を行っていく。

エ 集団への指導

いじめに関与していない児童たちに、いじめを傍観することの悪影響を理解させたり、さらにいじめを許さないという意識や態度を育てたりするため、担任による指導や生徒指導主任による集団指導を行うようにする。

オ 加害児童や被害児童の保護者指導

加害児童や被害児童の保護者に対して、事実（内容）についてしっかりと伝えると共に、生徒に対する指導方針や今後の指導について説明し、理解を得る。決して感情に流された指導や犯人扱いをするような一方的な押しつけの指導にならないように心掛ける。

カ 再発防止

加害児童及び被害児童について、定期的なカウンセリングを実施して、心情の変化に気をつけながら継続的に観察していく。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と対処について

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいう。

- ア いじめにより、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた時
- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 児童が身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 児童が精神的な疾患を発症した場合
- イ いじめが原因で、欠席している疑いがある時
- ・ 児童が相当の期間（年間30日程度）欠席している場合
 - ・ 児童が一定期間連続して欠席している場合
- ウ 児童やその保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

ア 学校としての対応

いじめが、暴行や傷害等の犯罪行為にあたりと認められる場合等、重大事態と判断された場合、直ちに浜松市教育委員会に報告すると共に、被害児童への適切な支援・指導を行い、被害者の意向に配慮しながら、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

なお、対応が学校教育活動に支障が生じると判断された場合には、浜松市教育委員会の指導・支援を受ける。

イ 記録を残す

重大事態が発生した場合には、教頭の指示により担当が指導の内容と対応の経過について時系列で記録を残す。

- ・ 被害者、加害者だけでなく、多くの教員や児童から事実関係を調査し、記録をまとめる。その際、いじめの被害者を守ることを最優先にして調査を行う。

ウ 報告する

- ・ 調査結果は、いじめに関わった児童や保護者に対して、個人情報に配慮しながら説明する。
- ・ 指導記録や調査結果は、浜松市教育委員会に報告する。